

健康サポート薬局に係る研修
「健康サポートのための薬剤師の対応研修会」研修会B

開催・受講者募集のご案内

山梨県薬剤師会

平成28年4月1日に施行された「健康サポート薬局」については、同年10月1日から都道府県知事等への届出が開始されています。

薬局は、「健康サポート薬局」である旨の表示を行うにあたり、厚生労働大臣が定める基準で規定される「常駐する薬剤師の資質に係る所定の研修(※1)」を修了した薬剤師が常駐する必要がある、届出にあたっては所定の研修修了証の提出が必要とされています。

日本薬剤師会・日本薬剤師研修センターの両団体が合同で当該研修を実施しており、本会はその協力機関として、今年度は下記の日程で研修会の開催を予定しております。

研修会受講申込書につきましては、必要事項を記入の上、申込み期限内にFAX(055-254-3401)によりお申込みください。

注) 平成29・30年度、本研修会を受講されている場合は、当該受講証明書の有効期限内(3年間)ですので、本年度の受講の必要はありませんがお申込みいただけます。ただし、定員に達した場合には、新規の受講者を優先させていただきます。

記

- 1 研修会名 : 健康サポートのための薬剤師の対応研修会【研修会B】
(主催：山梨県薬剤師会、共催：日本薬剤師会)
- 開催日時 : 令和2年3月15日(日) 13時~18時
- 場 所 : 山梨県薬剤師会館 会議室
- 定 員 : 24名
- 受講料 : A会員登録施設に属する会員(※2) : 2,000円
上記以外 : 5,000円
- 受講料は当日徴収させていただきます。
- 内 容 : ①薬局・薬剤師を巡る現状と健康サポート薬局
②薬局利用者の現状把握と対応
- 申込方法 : 必要事項を記入しFAXにより申込み

■ 受講対象者について

すでに「健康サポート薬局」である旨を表示し得る業務体制を有する薬局に従事しており、健康サポート薬局の意義や諸規定を理解し、健康サポート薬局として地域住民の健康の保持増進に貢献する意欲のある薬剤師を対象とします。

なお、実務経験が5年に満たない場合、修了証発行の申請ができません。

ただし、受講証明書の有効期限が3年間になりますので、技能習得型研修会の受講対象者は、薬局実務経験が3年以上とさせていただきます。

実務経験は、週当たりの勤務時間数が20時間以上であった期間の通算となります。

■ 受講証明書について

研修会を受講し、所定のレポートを提出された方に、当該研修会の「受講証明書」を発行いたします。(※3)

以上

<文中※の補足説明>

※1 研修の全体像について

(例)「健康サポート薬局である旨の表示を行うにあたり厚生労働大臣が定める基準第三号に規定される常駐する薬剤師の資質に係る研修」の全体像

	研修項目	規定時間数	研修の実施方法
技能習得型 研修 (集合研修)	健康サポート薬局の基本理念	1	【健康サポート薬局のための多職種連携研修】 (研修会A)
	地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応	3	
	薬局利用者の状態把握と対応	4	【健康サポートのための薬剤師の対応研修】 (研修会B)
知識習得型 研修	地域住民の健康維持・増進	2	日本薬剤師会がe-ラーニングにより実施
	要指導医薬品等概説	8	
	健康食品、食品	2	
	禁煙支援	2	
	認知症対策	1	
	感染対策	2	
	衛生用品、介護用品等	1	
	薬物乱用防止	1	
	公衆衛生	1	
	地域包括ケアシステムにおける先進的な取組事例	1	
	コミュニケーション力の向上	1	
合計 30 時間			

※2 【重要】A会員登録施設に属する会員について

A会員登録のある施設のA会員及びB会員を指します。

従いまして、本人がB会員であっても本人が属する施設がA会員登録をされていない(A会員がいない)場合には「上記以外」に該当することとなり、受講料は5,000円となりますのでご注意ください。

※3 受講証明書、研修修了証の発行について

研修会を受講された方には、各研修会について「受講証明書」を本会から発行いたします。e-ラーニングについては、22時間分の教材の受講を完了した方に、e-ラーニング研修の受講証明書が日本薬剤師会から発行されます。

研修会2つ、e-ラーニング1つ、合計3つの「受講証明書」を取得され、かつ5年以上の薬局での実務経験を有する方には、研修実施機関である日本薬剤師会・日本薬剤師研修センターから、「研修修了証」が発行されます（発行には、申請手続きと申請料が必要です）。

「健康サポート薬局」の届出を行う際には、「研修修了証」を、他の必要書類と併せて届出先に提出してください。